平成２８年（フ）第１３８２号
福岡市博多区博多駅南２―10―６
破産者　株式会社ジェイエイチシー
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１６２０号
札幌市中央区南１条西７丁目12番地６　パークアベニュー７Ｆ
破産者　株式会社ジェイエムティー
1　決定年月日　平成29年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２７５号
栃木県宇都宮市上横田町815番地６
破産者　株式会社クロゴ工業
1　決定年月日　平成29年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２６６号
栃木県鹿沼市栄町１丁目20番地６　ワイズＩ202
破産者　田中　　毅
1　決定年月日　平成29年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４１１号
栃木県宇都宮市松原３丁目６番13号　ハイツモンレーヴ103、前住所栃木県宇都宮市細谷１丁目１番38号　サンハイツアーデルＣ102
破産者　世界文化社代理店梶書店こと　梶　輝男
1　決定年月日　平成29年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４４１号
栃木県栃木市野中町1370番地３　パークヒルズＵＳＵＩ　Ｂ棟101号
破産者　永井　隆之
1　決定年月日　平成29年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４５２号
栃木県宇都宮市ゆいの杜５丁目25番26号　レジェンドＡ102、前住所栃木県芳賀郡芳賀町大字祖母井1520番地29
破産者　齋藤　　力
1　決定年月日　平成29年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４６５号
栃木県大田原市中央１丁目12番18号
破産者　株式会社中央ホールディングス（旧商号株式会社魚本陣志ぶ家）
1　決定年月日　平成29年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４６６号
栃木県大田原市城山２丁目12番１―201号、前住所栃木県大田原市中央１丁目12番18号
破産者　澁江　久男
1　決定年月日　平成29年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４６７号
栃木県大田原市城山２丁目12番１―201号、前住所栃木県大田原市中央１丁目12番18号
破産者　澁江　悦子
1　決定年月日　平成29年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４９７号
栃木県宇都宮市江曽島２丁目２番４号　県営江曽島住宅410号室
破産者　大谷　幸史
1　決定年月日　平成29年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４９８号
栃木県矢板市安沢602番地
破産者　村上俶如こと　林　　俶如
1　決定年月日　平成29年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第５２４号
埼玉県春日部市増富413番地１春日部ハイデンス２―406
破産者　株式会社ケイオートバイヤーズ
1　決定年月日　平成29年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１１３号
山梨県笛吹市境川町大坪630番地
破産者　株式会社笛吹
1　決定年月日　平成29年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６３号
愛知県一宮市昭和３丁目10番20号
破産者　有限会社アイエスプランニング
1　決定年月日　平成29年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第２１７１号
横浜市泉区上飯田町4666番地６
破産者　株式会社横浜マルクス
1　決定年月日　平成29年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５７号
愛媛県西条市栄町258番地１紺屋町フロム内
破産者　一般社団法人西条市紺屋町Ａ地区再開発共同事業体
1　決定年月日　平成29年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第３１号
秋田県能代市上町９番19号
破産者　合資会社菊宏洞
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２８年（フ）第７６１号
千葉県市川市新田５丁目５―15、開始決定時の住所千葉県市川市市川３丁目31―８
破産者　松村　孝司
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１９２４号
埼玉県八潮市緑町５丁目８―12、開始決定時の住所埼玉県八潮市鶴ヶ曽根788―11
破産者　大木　淳一
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部